

えのもとだより

平成 29 年 4 月から始まった介護予防・ 日常生活支援総合事業とは？

平成 29 年 4 月から各市町村では「介護予防・日常生活支援総合事業」によるサービスが開始されました。今回はこの事業の概要やサービス利用までの流れを紹介します。

介護予防・日常生活支援総合事業とは

この事業には、要支援 1・2 と認定された人や、介護予防の「基本チェックリスト」で生活機能の低下がみられた人が利用できる①介護予防・生活支援サービスと、65 歳以上のすべての人が利用できる②一般介護予防事業があります。

① 介護予防・生活支援サービス

・訪問型サービス

ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活支援を行います

・通所型サービス

通所介護施設で、日常生活上の支援や生活機能向上のための支援を行います



② 一般介護予防事業

介護予防の講座や体操・健康教室を開催するだけでなく、住民が主体となって運営できる活動を支援し、地域に根ざした活動の場を広げることを目的としています。

・介護予防普及啓発事業

・地域介護予防活動支援事業

・地域リハビリテーション活動事業



御所市でも次のような講座が開催されています。

脳活体操チーム立ち上げ講座、はつらつナビゲーター養成講座

従来のサービスとの違い

① 市町村による事業の運営

従来の介護予防サービスは、国の介護保険制度によって基準や単価が全国一律でした。総合事業では各市町村が主体となることで自由度が高くなり、地域の実情に応じたサービスが提供できるようになりました。

② 地域の人的資源・社会資源の活用

既存の介護事業所だけではなく、NPO・ボランティア団体・民間企業・地域住民などによるサービスの提供が可能になりました。

③ 利用者のニーズに合った柔軟な対応が可能

総合事業は何らかの支援が必要な65歳以上のすべての人が対象です。要介護認定で「非該当」の方もサービスが受けられ、「要支援」と「非該当」を行き来するような場合でも切れ目のないサービスが受けられます。

サービス利用までの流れ

サービスを利用するには各市町村にある地域包括支援センターがサポートしてくれますので、わからないことは相談してください。

各市町村の地域包括支援センターの窓口で相談

